

申立添付書類等一覧表(家事受付センター)

※ 収入印紙・郵便切手は裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。

名古屋家庭裁判所

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	55項	不在者財産管理人選任	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	①不在者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②不在者の戸籍附票 ③不在者財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士、司法書士の場合は、原則不要) ④不在の事実を証する資料(不在者の搜索願受理証明書、宛所に尋ね当たらないとの理由で返戻された不在者宛ての手紙等) ⑤不在者の財産目録(負債を含む) ⑥不在者の財産に関する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合、固定資産評価証明書)、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し、残高証明書等)、負債に関する資料等) ⑦申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書等)(申立人が法人の場合、資格証明書) ⑧遺産分割目的の場合、相続人の範囲を明らかにするために必要な戸籍(全部事項証明書)等、相続関係図(作成可能な場合)、相続人が相続放棄・限定承認をしている場合、各申述受理証明書。 ★⑧について、法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	不在者1名につき 800円	350円×5 100円×10 84円×10 10円×20 2円×20 合計3830円
第1	55項	不在者財産管理人の権限外行為許可	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	①権限外行為となる事項の資料(遺産分割の場合は遺産分割協議書案、相続人の範囲を明らかにするために必要な戸籍謄本等、相続関係図(作成可能な場合)、相続人が相続放棄・限定承認をしている場合、各申述受理証明書(ただし、不在者財産管理人選任申立て時に提出済みの場合は不要。また、法定相続情報一覧図の写しを提出する場合の戸籍謄本等は、被相続人の死亡の記載がある戸籍等及び相続人の現在戸籍等で足りる。)。不動産売却の場合は売買契約書案、不動産の評価に関する資料、買主の住民票(個人)又は資格証明書(法人)	不在者1名につき 800円	84円×1 10円×2 2円×3 合計110円 (ただし、審判書謄本を裁判所で受領希望の場合は不要)
第1	55項	不在者財産管理人に対する報酬付与	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	①不在者財産管理人の管理状況報告書、財産目録、不在者の財産に関する資料(通帳写し等)、管理費用(立替金)明細書	不在者1名につき 800円	84円×1 10円×2 2円×3 合計110円 (ただし、審判書謄本を裁判所で受領希望の場合は不要)

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	56項	失踪宣告	不在者の従来の住所 地又は居住地(法148 I)	①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票 ③失踪を証する資料(不在者の搜索願受理証明書、返戻された不在者宛ての手紙等) ④申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	不在者1名につき 800円	500円×2 350円×8 100円×10 84円×20 10円×20 2円×20 合計6720円
第1	57項	失踪宣告取消し	失踪者の住所地(法149 I)	①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票 ③失踪者の写真(正面全体、顔正面、顔両側面)4枚程度 ④申立人が失踪者以外の場合、申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	不在者1名につき 800円	500円×2 350円×2 100円×5 84円×10 10円×20 2円×20 合計3280円
第1	58項	財産の管理者の変更	夫又は妻の住所地(法150②)	※もし、申立前に入手が不可能な住民票等がある場合は、その住民票等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の住民票又は戸籍附票 ③相手方の住民票又は戸籍附票 ④夫婦財産契約登記簿謄本(登記事項証明書) ⑤不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)	申立書ごとに 800円	500円×4 100円×2 84円×12 10円×15 合計3358円
第1	59項	特別代理人選任 (嫡出否認の訴えについてのもの)	子の住所地(法159 I)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書)が必要) ③特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票	子1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円
第1	60項	子の氏変更許可	子(複数の子の申立てについては、そのうちの1人)の住所地(法160 I)	①申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)(離婚の場合、離婚の記載のあるもの)	子1名につき 800円	84円×1 10円×2 2円×3 合計110円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	61項	養子縁組許可	養子となるべき者の 住所地(法161 I)	①申立人(養親となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者が15歳未満の場合、代諾者の戸籍謄本(全部事項証明書)	養子となる者 1名につき 800円	84円×10 10円×20 2円×20 合計1080円
第1	62項	離縁許可(死後離 縁)	申立人の住所地(法 162 I)	①養親の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ③生存養子が15歳未満であるときに離縁後その法定代理人となるべき者による申立ての場合は、 その申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	養子又は亡 養子1名につ き 800円 (ただし、亡養 親又は養親 が2名の場合 は、1600 円)	500円×2 100円×5 84円×5 10円×10 2円×10 合計2040円 (養父母による申立て 又は離縁後養子の法 定代理人になるべき 者2名による申立ての 場合) 500円×4 100円×10 84円×5 10円×20 2円×20 合計3660円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
家事 雑		【養親となるべき者の申立てによる】 特別養子適格の確認 ※第1段階の審判申立て	養親となるべき者の住所地(164の2Ⅱ)	①養子となるべき者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子となるべき者の父母(養父母を含む)の戸籍謄本(全部事項証明書) ★特別養子縁組の成立審判の申立て(第2段階の審判の申立て)を同時に行う必要がある。	不要	500円×8 350円×2 100円×10 84円×10 10円×20 2円×20 合計6780円
第1	63項	特別養子縁組の成立 ※第2段階の審判申立て	養親となるべき者の住所地(164Ⅰ)	(養親となるべき者が第1段階の確認審判と同時に申し立てる場合) ①申立人らの戸籍謄本 (児童相談所長申立ての第1段階の確認審判を利用して申し立てる場合) ①申立人らの戸籍謄本 ②第1段階確認の審判の確定証明書(ただし、当庁で係属していた場合は不要) ★養親となるべき者が申立てをする場合には、特別養子適格の確認審判の申立て(第1段階の審判の申立て)と同時に行う必要がある。 ★児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認審判(第1段階の確認審判)の確定後6か月までに申立てをする必要がある(164Ⅱ)。	養子となるべき者1名につき 800円	500円×4 350円×4 100円×5 84円×10 10円×20 2円×20 合計4980円
第1	128の3項	【児童相談所長による】 特別養子適格の確認 ※第1段階の審判の申立て	児童の住所地(234)	①養子となるべき者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子となるべき者の父母(養父母を含む)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③児童相談所長の在職証明書写し	養子となるべき者1名につき 800円	500円×6 100円×5 84円×10 10円×20 2円×20 合計4580円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	64項	特別養子縁組の離縁	養親の住所地(165 I)	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書)	養子1名につき 800円	(養親複数の場合) 500円×6 100円×5 84円×20 10円×20 2円×10 合計5400円 (養親1名の場合) 500円×4 100円×4 84円×20 10円×15 2円×10 合計4250円
第1	65項	特別代理人選任(親権者と未成年者との利益相反行為)	子の住所地(法167)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票 ⑤利益相反等に関する資料 【遺産分割協議の場合】 遺産分割協議書案、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金の残高証明書又は通帳等の写し、株式の残高証明書(基準価格が分かるものも含む)、その他遺産の評価が分かるもの等 【抵当権設定の場合】 契約書案(抵当権設定契約、金銭消費貸借契約、抵当権者が保証会社の場合は、保証委託契約等)、不動産登記事項証明書 【根抵当権設定の場合】 契約書案(根抵当権設定契約、基本契約、金銭消費貸借契約、根抵当権者が保証会社の場合は、保証委託契約等)、不動産登記事項証明書 ⑥特別代理人候補者の承諾書	未成年者1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円 (未成年者が15歳以上の場合、84円×2 10円×2 2円×2を追加) (未成年者が1名増えるごとに84円×2 10円×2 2円×2を追加)
第1	66項	第三者が子に与えた財産の財産管理者の選任	子(複数の子についての申立ては、そのうちの1人)の住所地(法167)	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④契約書写し又は遺言書写し(又は遺言書の検認調書謄本の写し)	子1名につき 800円	84円×10 10円×20 2円×20 合計1080円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	67項 68項	親権の喪失、停止 又は管理権の喪失及びその取消し	子の住所地(法167)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書)	子1名につき 800円 (ただし、親権者2名の場合は、1600円)	子の人数にかかわらず 親権者1名の場合 500円×2 350円×2 100円×10 84円×20 10円×20 2円×20 合計4620円 親権者2名の場合 500円×4 350円×2 100円×10 84円×20 10円×20 2円×20 合計5620円
第1	69項	親権又は管理権を 辞し、又は回復する についての許可	子の住所地(法167)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	子1名につき 800円 (ただし、親権者2名の場合は、1600円)	84円×10 10円×20 2円×20 合計1080円
第1	84項	扶養義務の設定	扶養義務者となるべき者の住所地(法182I)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	扶養権利者1名につき 800円	500円×2 84円×5 10円×10 2円×5 合計1530円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	85項	扶養義務の設定の取消し	扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所(法182Ⅱ)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書)	扶養権利者1名につき 800円	500円×2 84円×5 10円×10 2円×5 合計1530円
第1	86項	推定相続人の廃除	被相続人の住所地(法188Ⅰ本文) 【被相続人の死亡後】 相続が開始した地(法188Ⅰただし書)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①生前の場合、申立人(被相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②遺言による場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③廃除を求める推定相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) ④遺言による場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ⑤遺言による場合で家庭裁判所の審判により選任された遺言執行者が申し立てる場合、遺言執行者選任の審判書謄本 ⑥廃除原因を証する資料	推定相続人1名につき 800円	500円×4 100円×5 84円×10 10円×20 2円×20 合計3580円
第1	87項	推定相続人の廃除の審判の取消し	被相続人の住所地(法188Ⅰ本文) 【被相続人の死亡後】 相続が開始した地(法188Ⅰただし書)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①生前の場合、申立人(被相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②遺言による場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③廃除された推定相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) ④遺言による場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ⑤遺言による場合で家庭裁判所の審判により選任された遺言執行者が申し立てる場合、遺言執行者選任の審判書謄本	排除された推定相続人1名につき 800円	500円×4 100円×1 84円×10 10円×20 2円×10 合計3160円
第1	88項	推定相続人廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分	推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属していない場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所)(法189Ⅰ)	①被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ③遺産目録 ④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料	被相続人1名につき 800円	84円×10 10円×20 2円×20 合計1080円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	89項	相続の承認又は放棄の期間の伸長	相続が開始した地(法201 I) ※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 【共通】 ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ③伸長を求める相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) 【配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)に関する申立ての場合】 ④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥死亡している直系尊属(伸長を求める相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖父の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)に関する申立ての場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦代襲者(おいめい)が伸長を求める場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	期間伸長の対象となる相続人1名につき 800円	84円×3 10円×10 2円×10 合計372円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	90項	(相続人による遺産の管理が困難な場合等の)相続財産管理人選任	相続が開始した地(法201 I)	【共通】 ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤相続財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士、司法書士の場合は、原則不要) ⑥相続人が相続放棄・限定承認をしている場合、各申述受理証明書 ⑦相続関係図(作成可能な場合) ⑧相続財産の目録(負債を含む) ⑨被相続人の財産に関する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合、固定資産評価証明書)、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し(通帳表紙、表紙裏の見開き、死亡日から3か月前以降の入出金の履歴部分、定期預貯金の部分)、残高証明書等)、負債に関する資料等) ⑩申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、後見登記事項証明書、賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書等)(申立人が法人の場合、資格証明書) 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合】 ⑪死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑫被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑬被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑭被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑮代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、<u>被相続人の死亡の記載のある戸籍等を除き</u>、原則として、同一一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	被相続人1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円
	91項	相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理	相続が開始した地(法201 I)	申立ての段階では、特になし	申述人1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	92項	相続の限定承認の申述の受理	相続が開始した地(法201 I)	※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、原則として、同事件で提出済みのものは不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 【共通】 ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ③申述人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の財産目録 【申述人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申述人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	被相続人1名につき 800円	$84円 \times (\text{相続人数} \times 4)$ $10円 \times (\text{相続人数} \times 4)$ $2円 \times (\text{相続人数} \times 3)$
第1	93項	限定承認の場合における鑑定人の選任	相続が開始した地(法201 I)	①遺留分権利者が申し立てる場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺留分権利者が申し立てる場合、申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	被相続人1名につき 800円	$84円 \times 5$ $10円 \times 20$ $2円 \times 20$ 合計660円
第1	94項	限定承認を受理した場合における相続財産の清算人の選任	相続が開始した地(法201 I)	①相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②被相続人の戸籍(除籍、改正原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ④相続財産目録 (以上は限定承認申立て時の資料を引用してもよい。) ⑤清算人候補者の住民票又は戸籍附票 ⑥申立人が利害関係人である場合はそれを証する資料	被相続人1名につき 800円	$84円 \times 5$ $10円 \times 20$ $2円 \times 20$ 合計660円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	95項	相続の放棄の申述の受理	相続が開始した地(法201 I) ※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件や相続放棄申述受理事件が先行している場合、原則として、同事件で提出済みのものは不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 【共通】 ①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②申述人の戸籍謄本(全部事項証明書) 【申述人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】 ③被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④申述人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申述人が第二順位相続人(直系尊属)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申述人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】 ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥申述人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	申述人1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	96項	相続財産の分離に関する処分	相続が開始した地(法202 I ①) ※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 【共通】 ①事件本人(財産分離の対象となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②債権者が申立人の場合、債権関係を証する資料 ③受遺者が申立人の場合、遺言書写し(又は遺言書の検認調書謄本の写し)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④相続財産の目録 【事件本人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ⑤被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥事件本人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【事件本人が第二順位相続人(直系尊属)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ⑤被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【事件本人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ⑤被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧事件本人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	被相続人1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円
第1	97項	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分	財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所(法202 I ②) 家庭裁判所が職権でなす審判であり、財産分離審判の申立人等に申立権はない。 上申書提出により、職権発動を促すのみ。	不要	不要

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	98項	財産分離の場合における鑑定人の選任	財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所(法202 I ③)	①不動産の登記事項証明書	被相続人1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円
第1	99項	相続人不存在の場合における相続財産清算人選任	相続が開始した地(法203 I ①)	①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦相続人が相続放棄をしている場合、各申述受理証明書 ⑧被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ⑨相続財産清算人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士、司法書士の場合は、原則不要) ⑩相続関係図(作成可能な場合) ⑪相続財産の目録(負債を含む) ⑫財産を証する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し(通帳表紙、表紙裏の見開き、死亡日から3か月前以降の入出金の履歴部分、定期預貯金の部分)、残高証明書等)、負債に関する資料等) ⑬利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、後見登記事項証明書、金銭消費貸借契約書等)(申立人が法人の場合、資格証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、 <u>被相続人の死亡の記載のある戸籍等を除き</u> 、原則として、同一一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	被相続人1名につき 800円	84円×10 10円×20 2円×20 合計1080円
第1	99項	相続財産管理人又は相続財産清算人の権限外行為許可	相続が開始した地(法203 I ①)	①権限外行為となる事項の資料(不動産の売却の場合は、売買契約書案、不動産の評価に関する資料、買主の住民票(個人)又は資格証明書(法人))	被相続人1名につき 800円	84円×1 10円×2 2円×3 合計110円 (審判書謄本を裁判所で受領希望の場合は不要)

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	99項	相続人搜索の公告	相続が開始した地 (法203 I ①)	①相続債権者・受遺者に対する請求の申出の官報公告の写し(既に提出されている場合は不要)	被相続人1名 につき 800円	84円×1
第1	99項	相続財産管理人 又は相続財産清算人に対する報酬 付与	相続が開始した地 (法203 I ①)	①相続財産管理人又は相続財産清算人の管理状況報告書、財産目録、相続財産に関する資料(通帳写し等)、管理費用(立替金)明細書	被相続人1名 につき 800円	84円×1 10円×2 2円×3 合計110円 (審判書謄本を裁判所 で受領希望の場合は 不要)
第1	100項	相続人の不存在 の場合における鑑 定人の選任	相続人不存在の場 合の相続財産の管 理人又は清算人の 選任の審判をした家 庭裁判所(法203 I ②)	①債権届出書の写し ②評価する債権に関する資料	被相続人1名 につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円
第1	101項	特別縁故者に対す る相続財産分与	相続が開始した地 (法203 I ③)	①申立人の住民票又は戸籍附票 ②申立人本人が作成した陳述書(時系列に沿って申立人と被相続人との特別の縁故関係について 詳述したもの) ③申立人と被相続人との特別の縁故関係を裏付ける資料(日記、手紙、写真、申立人と被相続人に 親族関係がある場合つながりの分かる戸籍謄本等)	申立人1名に つき 800円	500円×4 100円×5 84円×5 10円×20 2円×20 合計3160円
第1	102項	遺言の確認	相続を開始した地 (法209 I) ただし、遺言者の生 存中は、遺言者の 住所地(法209 II)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出すること でも差し支えありません。 ①遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) ②立会証人の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し ④遺言者生存中の場合、診断書 ⑤立会証人以外が申立人の場合、利害関係を証する書類(親族の場合は戸籍謄本(全部事項証明 書)等)	確認の対象と なる遺言ごと に 800円	500円×2 100円×5 84円×5 10円×20 2円×20 合計2160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	103項	遺言書の検認	相続を開始した地 (法209 I)	【共通】 ①遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ③遺言者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④相続人が相続放棄・限定承認をしている場合、各申述受理証明書 ⑤相続関係図(作成可能な場合) 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が不存在の場合、配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑦遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑩代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	検認の対象となる遺言書(ただし、封書の場合は封書)1通につき 800円	(84円、20円、5円、1円各1枚)×(関係人数+3)
第1	104項	遺言執行者選任	相続を開始した地 (法209 I)	①遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ⑤遺言書により遺言執行者に指定された者が就任辞退をしたことを理由とする申立ての場合、同人から相続人に対する就任辞退の通知書写し	執行の対象となる遺言書1通につき 800円	84円×10 10円×20 2円×20 合計1080円 (申立人が遺言執行者候補者の場合は、84円×5、10円×20、2円×20 合計660円)

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	105項	遺言執行者に対する報酬付与	相続を開始した地 (法209 I)	①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、申立人(遺言執行者)の住民票又は戸籍附票 ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④遺言執行報告書、遺産目録、遺産に関する資料	遺言執行者1名につき 800円	84円×1 10円×2 2円×3 合計110円 (審判書謄本を裁判所で受領希望の場合は不要)
第1	106項	遺言執行者解任	相続を開始した地 (法209 I)	※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。 ①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言執行者の住民票又は戸籍附票 ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料 ⑤解任を必要とすることを証する資料 ⑥遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)、相続関係図(作成可能な場合)、相続人が相続放棄・限定承認をしている場合、各申述受理証明書 ⑧遺言者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑨死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が不存在の場合、配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑩遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑪遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑫死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑬代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	遺言執行者1名につき 800円	500円×4 100円×5 84円×(相続人数+5) 10円×20 2円×20

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	107項	遺言執行者辞任許可	相続を開始した地 (法209 I)	①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ②遺言書により指定された遺言執行者の場合、申立人(遺言執行者)の住民票又は戸籍附票 ③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)	遺言執行者1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円
第1	108項	(負担付遺贈の)遺言の取消し	相続を開始した地 (法209 I)	※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。 もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 【共通】 ①申立人(相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ③催告書写し ④受遺者の住民票又は戸籍附票 ⑤受益者の住民票又は戸籍附票 【申立人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】 ⑥被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦申立人が代襲者(孫、ひ孫等)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申立人が第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【申立人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨申立人が代襲相続人(おいめい)の場合、被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	負担付き遺贈ごとに 800円	500円×4 100円×2 84円×5 10円×20 2円×10 合計2840円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	109項	遺留分を算定する場合における鑑定人の選任	相続が開始した地(法216 I ①)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②被相続人の出生時から死亡時までの戸籍謄本(全部事項証明書) ③遺言書の写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ④遺留分減殺請求通知書 ⑤遺産目録	被相続人1名につき 800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円
第1	110項	遺留分放棄許可	被相続人の住所地(法216 I ②)	①被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の財産目録	申立人1名につき 800円	84円×8 10円×20 2円×20 合計912円
第1	122項	氏の変更許可	申立人の住所地(法226①)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②氏の変更の理由を証する資料 【婚氏続称や縁氏続称をした申立人が婚姻前の氏や縁組前の氏に戻ることを求める場合】 父母欄の両親の氏が異なる場合などに、婚姻前(養子縁組前)の申立人の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【外国人の配偶者の氏への変更の場合】 外国人の配偶者の住民票 【外国人の配偶者の通称氏への変更の場合】 外国人の配偶者の住民票、申立人がその氏を通称として永年使用している場合は、その使用状況が分かる資料、使用していない場合は、配偶者が通称として永年使用していることが分かる資料、配偶者の使用状況が分かる資料がない場合は、配偶者作成の上申書(通称使用の開始時期(〇〇年〇月頃から「〇〇」の氏を使用している旨)が記載され、日付、署名、押印のある書類。適宜の書式で構いません。) ③同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書(筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることに同意する旨が記載され、日付、署名、押印のある書類。適宜の書式で構いません。)	申立書ごとに(ただし、外国人である父又は母の氏へ変更する場合は、申立人1名につき) 800円	500円×2 100円×5 84円×5 10円×10 2円×10 合計2040円 (夫婦連名の申立ての場合) 500円×4 100円×5 84円×5 10円×20 2円×20 合計3160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	122項	名の変更許可	申立人の住所地(法226①)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②名の変更の理由を証する資料 【通称名を永年使用したことを理由とする場合】 通称名を永年使用していることが分かる資料 【性同一性障害及び通称名を使用したことを理由とする場合】 精神科の医師の診断書、通称名を使用していることが分かる資料	申立人1名につき 800円	500円×2 100円×5 84円×5 10円×10 2円×10 合計2040円
第1	123項	就籍許可	就籍しようとする地(法226②)	①住民登録がされている場合、申立人の住民票 ②申立人の写真(正面全体、顔正面、顔両側面)4枚程度 ③申立人が日本国民であることを証する資料	申立人1名につき 800円	500円×2 350円×2 100円×5 84円×10 10円×10 2円×20 合計3180円
第1	124項	戸籍の訂正許可	訂正すべき戸籍のある地(法226③)	①訂正すべき戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)すべて ②申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合、申立人の利害関係を証する資料(申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)等)	戸籍を訂正される者1名につき 800円 (ただし、戸籍を訂正される者が2名以上でも訂正原因が共通の場合は、800円)	500円×2 350円×2 100円×5 84円×8 10円×10 2円×10 合計2992円 (夫婦連名の申立ての場合) 500円×4 350円×2 100円×5 84円×8 10円×20 2円×20 合計4112円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	125項	市町村長の処分に対する不服	市役所(区役所)又は町村役場の所在地(法226③)	①事件関係人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②届出の受理・不受理等の証明書	不服の対象である処分ごとに 800円	500円×4 100円×5 84円×5 10円×20 2円×20 合計3160円
第1	126項	性別の取扱いの変更	申立人の住所地(法232 I)	①申立人の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②所定の事項の記載のある2人以上の医師による診断書	申立人1名につき 800円	500円×2 350円×2 100円×5 84円×5 10円×10 2円×10 合計2740円
第1	127項	児童の福祉施設収容の承認	児童の住所地(法234)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③資格証明書(児童相談所の所長の証明) ④施設収容が必要である理由についての資料	児童1名につき 800円	500円×4 100円×10 84円×10 10円×25 2円×20 合計4130円
第1	128項	児童の福祉施設収容の期間の更新についての承認	児童の住所地(法234)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③資格証明書(児童相談所の所長の証明) ④措置を継続しなければならないことの資料	児童1名につき 800円	500円×4 100円×10 84円×10 10円×25 2円×20 合計4130円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	128の2項	児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認	児童の住所地(法234)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③児童相談所長の在職証明書 ④申立てに係る報告書(及びその写し)	児童1名につき 800円	500円×4 100円×10 84円×10 10円×25 2円×10 合計4110円
第1	129項	被保護者の施設への入所等についての許可	被保護者の住所地(法240I)	①被保護者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②被保護者の住民票 ③申立ての動機などを説明する事情説明書等	被保護者1名につき 800円	500円×4 100円×10 84円×10 10円×25 2円×20 合計4130円
第1	130項(扶養義務者の指定につき84項)	保護者選任、保護者の順位変更(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律23条の2第2項ただし書及び同項第4号)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律2条2項に規定する対象者の住所地	①対象者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②保護者候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③保護者の順位変更の場合、順位変更を必要とする資料(本来保護者となるべき者の診断書等) (保護者の順位変更と選任の申立ては、2件として立件する)	対象者1名につき 800円 (保護者の順位変更と選任を求める場合) 800円×2	500円×2 100円×5 84円×3 10円×10 2円×10 合計1872円
第1	130項	保護者改任	保護者選任の審判をした家庭裁判所	①対象者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②保護者候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③保護者候補者の承諾書 ④改任を必要とする資料(保護者の診断書等) ⑤保護者が選任された審判書謄本の写し	不要	84円×3 10円×10 2円×10 合計372円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	131項	破産法61条1項前段において準用する民法758条2項及び3項による財産の管理者の変更及び共有財産の分割	夫又は妻の住所地(法242①)	※もし、申立前に入手が不可能な住民票等がある場合は、その住民票等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の住民票又は戸籍附票 ③相手方の住民票又は戸籍附票 ④夫婦財産契約登記簿謄本(登記事項証明書) ⑤破産手続開始決定謄本 ⑥財産に関する資料(不動産登記事項証明書等)	申立書ごとに800円	84円×10 10円×20 2円×20 合計1080円
第1	132項	破産法61条1項後段において準用する民法835条の管理権の喪失(親権者破産)	子の住所地(法242②)	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②事件本人(親権者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③破産手続開始決定謄本	子1名につき800円 (ただし、親権者2名の場合は、1600円)	500円×4 350円×2 100円×2 84円×15 10円×10 2円×10 合計4280円
第1	133項	破産法238条2項による(破産管財人による)相続の放棄の承認の申述の受理	相続が開始した地(法242③)	①破産管財人の資格証明書	相続の放棄をした者1名につき800円	84円×5 10円×20 2円×20 合計660円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	134項	遺留分の算定に係る合意の許可 (中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律8条1項)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律3Ⅱの旧代表者の住所地(法243Ⅰ)	【共通】 ①経済産業大臣の作成に係る確認証明書(確認書ではないので注意が必要です。) ②合意書面のコピーを推定相続人(申立人並びに被相続人の兄弟姉妹及びおいめいを除く。)の人数分の通数 ※戸籍は、経済産業省から還付されたもので差し支えありません。 ③旧代表者の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④推定相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤旧代表者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【推定相続人に第二順位相続人(直系尊属)が含まれている場合】 ⑥推定相続人が父母の場合で、父母の一方が死亡しているときは、その死亡の記載のある戸籍(又は除籍、改製原戸籍)の謄本(全部事項証明書) ⑦推定相続人が祖父母、曾祖父母の場合は、他に死亡している直系尊属(ただし、推定相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る。)があるときは、その直系尊属(例:祖母が推定相続人である場合、祖父と父母)の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ★⑤⑥⑦について、法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、原則として、同一一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。 《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》	許可の対象となる合意ごとに 800円	1194円×(申立人を除く推定相続人数) 84円×(推定相続人数×2+5) 10円×(推定相続人数×5) 2円×(推定相続人数×5) (ただし、左記の合意書面のコピーが50グラムを超える場合は、70円×(推定相続人数)を追加)
第2	1項	夫婦同居、協力、扶助	【調停】 相手方の住所地又は当事者の合意(法245Ⅰ) 【審判】 夫又は妻の住所地(法150①)又は当事者の合意(法66Ⅰ)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	2項	婚姻費用の分担	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I) 【審判】 夫又は妻の住所地 (法150③) 又は 当事者の合意(法66 I)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給料明細、確定申告書等の写し) ③婚姻費用分担金増額・減額の場合、審判書、調停調書又は公正証書の写し (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
第2	3項	子の監護に関する 処分(子の監護者の 指定、面会交 流、養育費、子の 引渡し、その他)	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I) 【審判】 子(複数の子につい ての申立ては、その うちの1人)の住所 地(法150④) 又は 当事者の合意(法66 I)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養育費の請求の場合、申立人の収入関係の資料(源泉徴収票、給料明細、確定申告書等の写し) ③養育費増額・減額の場合、審判書、調停調書又は公正証書の写し (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	子1名につき 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	4項	財産分与	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意(法245 I) 【審判】 夫又は妻であった者の住所地(法150 ⑤) 又は 当事者の合意(法66 I)	①離婚時の夫婦の戸籍謄本(離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの) ②財産目録 ③財産に関する資料(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳写し(残高証明書でも可)、株式等有価証券写し又は保護預かり証写し等) (上記書類のほか、相手方人数分の申立書、財産目録の各写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
第2	5、6項	離婚、離縁等の場合における葬具等の所有権の承継者の指定	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意(法245 I) 【審判】 祭祀財産の所有者の住所地(法150VI 163 I)又は 当事者が合意(法66 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本((除籍)全部事項証明書) ④先順位相続人等の死亡の記載のある戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本((除籍)全部事項証明書) ⑤財産に関する証明書(不動産登記簿、墓地の使用権の証明書等) 離婚等の場合のみ、③相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	7項	離縁後に親権者となるべき者の指定	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I) 【審判】 子の住所地(法167) 又は 当事者の合意(法66 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方人数分の申立書の写しを提出してください。)	養子1名につき 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
第2	8項	親権者変更、親権者指定	【調停】 相手方の住所を 管轄する家庭裁判 所 又は 当事者が合意(法 245 I) 【審判】 子(複数の子につい ての申立ては、その うちの1人)の住所 地(法167) 又は 当事者の合意(法66 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ④親権者行方不明による審判申立ての場合は、相手方の戸籍附票 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	子1名につき 1200円	(審判) 500円×4(2) 84円×10 100円×4(2) 50円×2(1) 10円×10 2円×4(2) (親権者死亡・行方不明の場合は、 ()の枚数) 合計3448円(2194円) (調停) 84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	9項 10項	扶養	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意(法245 I) 【審判】 相手方(数人に対する申立ては、そのうちの1人)の住所地(法182Ⅲ) 又は 当事者の合意(法66 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合、扶養権利者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	扶養権利者1名につき 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	11項	祭祀に関する権利の承継者の指定	【調停】 相手方の住所地又は当事者の合意(法245 I) 【審判】 相続が開始した地(法190 I)又は当事者の合意(法66 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 【共通】 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥祭祀財産の目録 ⑦財産に関する証明書(不動産登記事項証明書、墓地の使用権の証明書等) 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑧死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑧被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑩死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑪代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	16項	請求すべき按分割合（離婚時年金分割の割合）	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意（法245 I） 【審判】 申立人又は相手方の住所地（法233 I） 又は 当事者の合意（法66 I）	①年金分割のための情報通知書（離婚日が記載されたもの、申立書には別紙として年金分割のための情報通知書の写しを添付してください。） （上記書類のほか、相手方の人数分の申立書（別紙を含む）の写しを提出してください。）	情報通知書1 通につき 1200円 （審判申立ての場合、確定 証明書交付 申請用に15 0円を追加）	（審判） 500円×4 84円×8 100円×4 10円×10 2円×4 合計3180円 （調停） 84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
第2	17項	扶養義務者の負担すべき費用額の確定（生活保護法等）	【調停】 相手方の住所地 又は 当事者の合意（法245 I） 【審判】 扶養義務者の住所地（法240 II） 又は 当事者の合意（法66 I）	①相手方の戸籍謄本（全部事項証明書） ②被保護者の戸籍謄本（全部事項証明書）	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
一般調停	夫婦関係円満調整	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
一般調停	離婚	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、年金分割のための情報通知書(申立書には別紙として年金分割のための情報通知書の写しを添付してください。) (相手方の人数分の申立書(別紙を含む)の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円 (ただし、1通 の申立書に 離婚及び離 縁の申立て が含まれて いる場合は、2 400円)	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
一般調停	内縁関係円満調整	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
一般調停	内縁関係解消	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、年金分割のための情報通知書(申立書には別紙として年金分割のための情報通知書の写しを添付してください。)) (相手方の人数分の申立書(別紙を含む)の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
一般調停	婚姻予約(履行請求)	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
一般調停	慰謝料	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
一般調停	離婚後の紛争調整	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
一般調停	親族間の紛争調整	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円 (当事者が5名を超える場合は、1名増えるごとに84円×1、10円×1を追加)

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
一般調停	離縁	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円 (ただし、1通 の申立書に 離婚及び離 縁の申立て が含まれてい る場合は、2 400円)	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円 (当事者が5名を超え る場合は、1名増える ごとに84円×1、10 円×1を追加)
一般調停	特有財産の返還、 引渡し	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
一般調停	遺産に関する紛争 調整	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ④不動産登記事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円 (当事者が5名を超え る場合は、1名増える ごとに84円×1、10 円×1を追加)
一般調停	遺産分割後の紛 争調整	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ④不動産登記事項証明書 ⑤遺産分割協議書、審判書又は調停調書の写し (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円 (当事者が5名を超え る場合は、1名増える ごとに84円×1、10 円×1を追加)

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
277条	婚姻無効	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②婚姻届の記載事項証明書 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
277条	婚姻取消し	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
277条	協議離婚無効	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④離婚届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
277条	協議離婚取消し	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
277条	養子縁組無効	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④養子縁組届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
277条	養子縁組取消し	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
277条	協議離縁無効	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④養子離縁届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
277条	協議離縁取消し	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
277条	父の確定	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し) ②母及び母の配偶者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③母の前配偶者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	84円×10 100円×2 10円×10 2円×10 合計1160円
277条	嫡出否認	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	500円×4 84円×10 100円×4 50円×2 10円×10 2円×10 合計3460円
277条	認知	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	500円×4 84円×10 100円×4 50円×2 10円×10 2円×10 合計3460円
277条	認知無効	相手方の住所地 又は 当事者の合意 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②認知者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④認知届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	500円×4 84円×10 100円×4 50円×2 10円×10 2円×10 合計3460円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
277条	認知取消し	相手方の住所地又は当事者の合意(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②認知者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	500円×4 84円×10 100円×4 50円×2 10円×10 2円×10 合計3460円
277条	親子関係不存在確認	相手方の住所地又は当事者の合意(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要) ②不存在確認を求める親の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	500円×4 84円×10 100円×4 50円×2 10円×10 2円×10 合計3460円
家事雑 (家口)	扶養義務等に係る金銭債務についての間接強制申立て	債務名義に係る事件又はその第一審事件が当庁に係属していたもの(民執法167の15⑥、173②、171②、33② I、VI)	①執行力ある債務名義正本 ②上記①が確定を要する場合(家事事件の審判、調停に代わる審判)は、その確定証明書 ③上記①の送達証明書(上記①が審判前の保全処分であれば不要) ④送達場所等の届出書 ⑤申立書副本 ⑥債務者の資産、収支状況を裏付ける資料	申立書ごとに 2000円	500円×6 100円×6 84円×5 50円×5 20円×10 10円×10 2円×10 合計4590円
家事雑 (家口)	子の引渡しについての間接強制申立て	債務名義に係る事件又はその第一審事件が当庁に係属していたもの(民執法174① II、172⑥、33② I、VI)	①執行力ある債務名義正本 ②上記①が確定を要する場合(家事事件の審判、調停に代わる審判)は、その確定証明書 ③上記①の送達証明書(上記①が審判前の保全処分であれば不要) ④送達場所等の届出書 ⑤申立書副本 ⑥債務者の資産、収支状況を裏付ける資料	申立書ごとに 2000円	500円×6 100円×6 84円×5 50円×5 20円×10 10円×10 2円×10 合計4590円

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
家事 雑 (家口)	執行官に子の引渡しを実施させる決定申立て	債務名義に係る事件又はその第一審事件が当庁に係属していたもの(民執法174① I、⑤、171②、33② I、VI)	【共通】 ①執行力ある債務名義正本 ②上記①が確定を要する場合(家事事件の審判、調停に代わる審判)は、その確定証明書 ③上記①の送達証明書(上記①が審判前の保全処分であれば不要) ④送達場所等の届出書 ⑤申立書副本 【民執法174② Iに基づく場合】 ⑥間接強制決定謄本又は正本、⑦確定証明書、⑧間接強制決定の主文が履行期限を告知日から起算する場合はその送達証明書 【民執法174② II又はIIIに基づく場合】 ⑥上記II又はIIIの事実を裏付ける資料 ※不服申立ては執行抗告(抗告期間は告知日から1週間、抗告理由提出は抗告状提出から1週間以内)	申立書ごとに2000円	500円×4 100円×4 84円×10 50円×2 10円×15 2円×4 合計3498円
家事 雑 (家口)	子の引渡実施の強制執行費用支払の申立て	引渡実施決定事件の執行裁判所	①申立書 ②申立書副本 ③執行官の手数料についての見積書 ※不服申立ては執行抗告(抗告期間は告知日から1週間、抗告理由提出は抗告状提出から1週間以内)	申立書ごと不要	不要(引渡実施決定事件と同時に扱うため)
家事雑(家口)	第三者の占有する場所での執行の許可申立て	引渡実施決定事件の執行裁判所	①申立書 ②証拠資料(民執法175③の事実を裏付けるもの) ※不服申立ては執行異議	申立書ごと500円	84円×1
家事雑(家口)	債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定申立て	引渡実施決定事件の執行裁判所	①申立書 ②出頭代理人の特定資料(住民票等) ③証拠資料(民執法175⑤の事実を裏付けるもの) ※不服申立ては執行異議	申立書ごと500円	84円×1